

静 情 審 第 4 4 号
平成28年11月30日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会 長 興 津 哲 雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成28年5月24日付け東健廃第90－2号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定の時期に特定の事業者が実施機関の指示に基づき提出した報告書の部分開示決定に対する異議申立て（諮問第209号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経緯

- (1) 平成28年3月8日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成〇年〇月以降、〇〇建設株式会社（〇〇市〇〇）（以下「事業者A」という。）が東部健康福祉センターからの指示に基づき提出した報告書。」の開示を請求（以下「本件請求」という。）し、同日、実施機関はこれを受け付けた。
- (2) 平成28年3月15日、実施機関は、平成〇年〇月〇日付けで事業者Aが静岡県東部健康福祉センター所長あてに提出した報告書（以下「本件対象公文書」という。）を特定した上で、条例第7条第2号及び第3号に該当するとして、その一部を非開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (3) 平成28年4月27日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同月28日、実施機関は、これを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、非開示とされた部分の全部の開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 個人宅の建築中の残土からこのような産業廃棄物が出るのは、不自然であり、原因を究明するため。
- (2) 産業廃棄物は、畑を作るために敷地を掘っていた際に、たまたま発見されたが、それがなかったら、廃棄物が埋められていた責任は異議申立人にあり（法的には）、多大な不利益を被るため。
- (3) 事業者Aは、産業廃棄物が出た原因を〇〇不動産（以下「事業者B」という。）に責任転嫁しようとした経緯がある。解決するための話し合いを求めると、誠意ある対応をしないため。
- (4) 事業者Aが話し合いに応じてくれないため、現在も産業廃棄物が、敷地及び車庫に放置され、多大な不利益を被っているため。

- (5) 事業者Aは、個人情報、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため等によって守られ、産業廃棄物を敷地に埋められた被害者は、真実を知ることさえできない。それこそ片手落ちである。公平な判断を求める。
- (6) 事業者Aの利益は守られ、被害者の不利益は認められない。実施機関の意見書に、「盛土工事実施者から本件対象公文書の提供を拒まれたといった事情はあるものの、静岡県情報公開条例に基づき公開情報について判断を行ったものである。」とあるが、事業者Aの公文書の提供を拒むという主張は通り、異議申立人の主張は何も通らないということは、公平性に欠ける。今後これが通るとすると、事業者Aは何をしても大丈夫という確約を得たことになる。
- (7) 実施機関の意見書に、「本報告書にある盛土材発生場所は、いずれも廃棄物が含まれる土砂であると、確定しているものではない」とあるが、平成〇年〇月〇日、10：00～11：30に実施機関、事業者Aの立会いのもと、立入検査現場から産業廃棄物が掘り出された。また、平成〇年〇月〇日と平成〇年〇月〇日に事業者Aは、盛土部分から産業廃棄物が出たことを認めている。したがって、この文面は、事実とは違い、公平な立場の見解とは感じられない。
- (8) 実施機関の意見書に、「搬入業者（施工業者）について、廃棄物が含まれる土砂に関わっていると確定しているものではない」とあるが、事業者Aは、廃棄物は、「当社の盛土部分より出ました」と認めている以上、事業者Aから依頼された搬入業者が搬入し、関わっていることになる。産業廃棄物は、産業廃棄物と家庭ごみが混ざっており、大きいもので60cm以上のものもある。搬入時、気がつかないはずがない。
- (9) 報告書が真実ならば、一般家庭から産業廃棄物が出たことになる。したがって、この報告書の内容に疑問を抱き、原因を究明してほしいと訴えているのである。
- (10) 盛土は、事業者Aの建築中の基礎部分の残土を入れることになっていた。産業廃棄物が出るはずがないし、運搬時気づかないはずがない（異議申立人は盛土発生場所を特定し、責任を問う目的ではない。個人の家の残土から産業廃棄物が出る可能性に疑問を持っているのである）。
- (11) 平成〇年〇月〇日、AM9：00～12：30、実施機関、事業者A、事業者Bの立会いのもと、現場の掘削を実施したところ、事業者Aが主導で掘った場所からは、産業廃棄物はほとんど出なかったが、異議申立人の主張する場所を掘ると大きな石や1m位の産業廃棄物が出た。このこと

から、異議申立人は、産業廃棄物が意図的に埋められたとの疑念を強く抱いた。

- (12) そもそも、事業者Aと異議申立人は、建築工事について争っていた。1年半工事を中断され、その間、異議申立人は事業者Aによって、敷地への立ち入りを制限されていた。建築工事についての争いでやりとりにおいて、事業者Aの担当者に書類の不備が多数あり、本件対象公文書の内容に疑問を呈するため、原因を究明してほしいと訴えているのである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 立入検査について

ア 平成〇年〇月〇日、自宅敷地内に廃棄物が埋められていると異議申立人からの相談を受け、実施機関は、同日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条に基づく立入検査を行い、異議申立人により掘り出された廃棄物や土地の状況等について調査を実施した。

イ 同年〇月〇日、異議申立人と同人の敷地の盛土工事を実施した事業者Aの立会いのもと、実施機関は改めて法第19条に基づく立入検査を実施した。

ウ 実施機関は、異議申立人により現場から掘り出された廃棄物や現地の状況について確認し、事業者Aから盛土工事の施工状況等の説明を聴取するなどの調査を行ったが、埋められている廃棄物の状況を把握することが困難であったため、事業者Aに対して立入検査指導票を交付し、廃棄物が含まれる土砂の搬入の経緯（土砂の発生場所、現場への搬入時期・数量、搬入手段等）を具体的に文書で報告するよう求めた。

エ 法19条に基づく立入検査は、同条第4項の規定により、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないとされている。

(2) 本件対象公文書について

ア 本件対象公文書は、報告を求められた事業者Aが任意の形式で作成し、実施機関に提出した報告書であり、当該報告書には、異議申立人の自宅敷地に搬入された土砂に関して、①5件の盛土材発生場所ごとの搬入時期、搬入数量、搬入業者、②盛土数量、③経過などが記載されている。

イ なお、本件対象公文書は、報告拒否や虚偽報告の際に罰則規定のある法第18条（報告の徴収）に基づく報告徴収ではなく、あくまでも、相手方に任意の協力を求める行政指導の一環として提出を求めた結果、事業者Aから提出されたものである。

ウ 本件対象公文書にある盛土材発生場所は、いずれも廃棄物が含まれる土砂であると確定しているものではない。

エ 本件対象公文書にある搬入業者（施工業者）について、廃棄物が含まれる土砂に関わっていると確定しているものではない。

(3) 非開示情報該当性について

ア 報告対象とされた現場の住所（字名）及び当該現場敷地所有者の氏名

当該部分は、平成〇年〇月〇日に法第19条に基づいて実施した立入検査現場についての情報であり、氏名が記載されていることから、開示することにより、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号に定める個人情報に該当することから非開示と判断した。

イ 「盛土材発生場所」の発生現場（発生場所）欄における氏名、住所（字名）及び番地

1件目から4件目までにおける当該部分は、異議申立人の自宅敷地に搬入された土砂の発生場所及び発生事案に関する情報であり、住所や氏名が記載されていることから、開示することにより、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号に定める個人に関する情報に該当することから非開示と判断した。

5件目の当該部分は、盛土された土砂の販売元である法人に関する情報が記載されているため、開示することにより、事業者Aの取引先という、法人の内部管理に関する情報が明らかになる。さらに、本件では、法に違反する疑いがあるとして報告を求めているが、本件対象公文書は、犯罪捜査のために認められたものではない検査に基づき提出された任意の報告書であること、及び購入土に廃棄物が含まれていたと断定できる情報ではないにも関わらず、購入土に廃棄物が含まれていた若しくは含まれている可能性があることと判断されることは、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に定める事業活動情報に該当することから非開示と判断した。

ウ 「盛土材発生場所」の搬入業者（施工業者）欄における事業者の名称、所在地（字名）及び番地

当該部分には、異議申立人の自宅敷地における擁壁工事根伐土等の工事を行ったり、事業者Aが施工した他の建築現場で発生した土砂を搬入したりした事業者の情報が記載されているため、開示することにより、事業者Aの取引先という、法人の内部管理に関する情報が明らかになる。さらに、本件では、法に違反する疑いがあるとして報告を求めているが、本報告書は、犯罪捜査のために認められていない検査に基づき提出された任意の報告書であること、及び搬入業者（施工業者）が関わった土砂に廃棄物が含まれていたと断定できる情報ではないにも関わらず、搬入業者（施工業者）が関わった土砂に廃棄物が含まれていた若しくは含まれている可能性があるとは判断されることは、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に定める事業活動情報に該当することから非開示と判断した。

エ 報告書に記載された法人に関する情報が開示されることになれば、今後、類似案件において同様に任意での報告書の提出を指導した際に、開示対象になることを理由に報告を拒まれ、その後の指導に支障が生じる可能性もある（条例第7条第6号に該当）。

(4) 開示請求権について

ア 異議申立人は、自宅敷地内から廃棄物が出て多大な不利益を被っており、原因の究明や特定事業者の誠意ある対応を求めることを理由に、異議申立てを行ったと主張する。

しかしながら、そもそも公文書開示請求権は、何人にも理由や目的を問わず認められたものであり、非開示情報に該当するか否かは、条例に基づき判断されるものである。

イ 本件は、土地の所有者である異議申立人からの情報提供が端緒であり、事業者Aから本件対象公文書の提供を拒まれたといった事情はあるものの、条例に基づき公開情報について判断を行ったものである。

(5) 法に基づく対応等について

ア 法に基づき事業者に対して許可取消や営業停止などの行政処分を行った場合には、社会に与える影響を考え、当該事業者の名称等の情報を公表するが、本件のような、行政指導の範疇に含まれる事柄については、確定した事実ではないことから、当該事業者の名称等の情報は原則として公表していない。

イ 行政指導が行われている事実が公表されることにより、未だ調査、指導等の段階であるにも関わらず、あたかも法違反の事実が確定した

かのような誤解を与える可能性があるため、慎重な取扱いが求められるところである。

ウ なお、異議申立人からの相談を受け、実施機関としては、現場への立入検査をはじめ、異議申立人へ情報提供や助言を行ったり、事業者Aに対しては廃棄物の撤去指導や状況確認を行ったりすることで、法令に基づき、可能な限りの対応をとってきており、今後も事業者Aへの指導や状況確認を継続していく予定である。

5 審査会の判断

当審査会は、本件対象公文書を見分した上で、非開示とされている部分の非開示情報該当性について審査した結果、以下のとおり判断する。

(1) 本件対象公文書の性質及び内容

実施機関の意見書によれば、本件対象公文書は、法第19条に基づく立入検査での調査を補足するために、行政指導により事業者Aに報告を求めた結果、提出されたものとのことで、その内容は、事業者Aが特定の個人宅に搬入した土砂の搬入経緯等に関する報告であり、冒頭の「報告要旨」及び「(1)盛土材発生場所」、「(2)盛土数量」、「(3)経過説明」で構成されている。

なお、法第19条に基づく立入検査は、廃棄物の適正な処理を確保するため、行政処分や広く廃棄物の処理に関する指導監督を行うことを目的とし、事業場等へ立ち入り、廃棄物の処理状況等に関して調査を行うものとされている。

(2) 非開示情報該当性について

ア 個人宅の住所及び土地所有者の氏名

実施機関は、本件対象公文書のうち、

(ア) 冒頭の「報告要旨」に記載された事業者Aが土砂を搬入した現場の住所（字名及び番地）及び土地所有者の氏名

(イ) 「(1)盛土材発生場所」の1件目から4件目の発生現場又は発生場所欄に記載された住所（字名及び番地）及び土地所有者の氏名

について、条例第7条第2号に該当することを理由に、非開示としている。

これらの情報は、個人宅を示す住所（字名及び番地）及び氏名であり、条例第7条第2号本文の特定の個人に関する情報に該当する。また同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とするのが妥当である。

イ 事業者の所在地及び事業者名

実施機関は、本件対象公文書のうち、

(ア) 「(1)盛土材発生場所」の5件目の発生場所欄に記載された住所(字名及び番地)及び事業者名

(イ) 「(1)盛土材発生場所」の搬入業者又は施工業者欄に記載された住所(字名及び番地)及び事業者名

について、条例第7条第3号に該当することを理由に、非開示としている。また、意見書において、これらの情報は、同条第6号にも該当するとの主張を追加している。

これらの情報のうち、(ア)の情報は事業者Aが土砂を購入した事業者の所在地及び事業者名、(イ)の情報は事業者Aから土砂の搬入又は各種工事を請け負った事業者の所在地及び事業者名である。

これらの情報は、事業者Aの工事請負等の取引先であるという、通常公表されない内部管理に属する情報であり、当該情報を公にした場合、取引先からの信頼が損なわれ、以後の事業に支障を来すなど、事業者Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえる。

さらに、本件対象公文書に記載されている事業者Aの取引先である事業者が、廃棄物が含まれる土砂に関わっていると確定しているわけではないとしても、本件対象公文書が、事業者Aが法第19条に基づく実施機関の立入検査を受け、その指導を受けて提出したものであることを考慮すると、当該情報を公にした場合、当該事業者らが廃棄物の不適正処理等の違法行為に関わった事業者であるなどの憶測を呼び、風評被害により信用低下を招く等、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえる。

したがって、(ア)及び(イ)の情報は、条例第7条第3号アに該当し、同号ただし書にも該当しないことから、実施機関が追加で主張している同条第6号該当性を判断するまでもなく、非開示とするのが妥当である。

(3) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、個人宅の建築残土から廃棄物が出るのは不自然であり、その原因を究明する目的を有していることや、自宅敷地から廃棄物が掘り出され、多大な不利益を被っている被害者であることを理由に、本件対象公文書の全部開示を求めている。

しかしながら、条例上の開示請求制度は、何人に対しても開示請求の

目的を問わず開示請求権を認めるもので、公文書に記録されている情報の開示、非開示の判断は、本人であるとか利害関係者であるとかといった開示請求者の属性や請求理由、使用目的等にかかわらず、当該開示請求の対象となった情報の内容によりなされるものである。

その他、異議申立人は種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記1のとおりである。

別記1 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成28年5月26日	実施機関から諮問書を受け付けた。	
平成28年7月11日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成28年8月29日	審議	第299回
平成28年8月31日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成28年9月26日	審議	第300回
平成28年10月31日	審議	第301回
平成28年11月28日	審議	第302回
平成28年11月30日	答申	

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
池 田 恵 子	静岡大学 教育学部 教授	第300回～第302回
興 津 哲 雄	弁護士	第299回～第302回
高 橋 正 人	静岡大学 人文社会科学部 准教授	第299回～第302回
牧 田 晃 子	弁護士	第299回、第302回
望 月 律 子	静岡県看護協会 会長	第299回～第302回
森 俊 太	静岡文化芸術大学 文化政策学部 学部長	第300回～第302回